

学校以外の教育機関の組織に関する規則及び小牧市教育委員会の権限に属する事務の一部を小牧市長の補助機関である職員に補助執行させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 5 日

小牧市教育委員会
教育長 中 川 宣 芳

小牧市教育委員会規則第 1 号

学校以外の教育機関の組織に関する規則及び小牧市教育委員会の権限に属する事務の一部を小牧市長の補助機関である職員に補助執行させる規則の一部を改正する規則

(学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部改正)

第1条 学校以外の教育機関の組織に関する規則(昭和60年小牧市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、小牧市青年の家」を削る。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り上げる。

(小牧市教育委員会の権限に属する事務の一部を小牧市長の補助機関である職員に補助執行させる規則の一部改正)

第2条 小牧市教育委員会の権限に属する事務の一部を小牧市長の補助機関である職員に補助執行させる規則(平成26年小牧市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第22号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。